



医政発第0424012号

平成21年4月27日

社団法人 日本臨床衛生検査技師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添通知を各都道府県知事あて発出したので、御了知くださるようお願いいたします。



(下線は改正部分)

新	旧
<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二一条第四号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間</p> <p>履修時間の合計が<u>九七単位以上(三〇〇〇時間以上)</u>で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二六年文部省・厚生省令第一号)等に規定する<u>基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野</u>の単位数及び時間数を概ね満たすこと。</p> <p><u>但し、平成二二年八月三十一日以前に申請したものについては、九三単位以上(二八九五時間以上)とする。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本語能力</p> <p>日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること</p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限</p>	<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二一条第四号に基づく看護師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し看護師国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間</p> <p>履修時間の合計が<u>九三単位以上(二、八九五時間以上)</u>で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二六年文部省・厚生省令第一号)等に規定する<u>基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び臨地実習</u>の単位数及び時間数を概ね満たすこと。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 日本語能力</p> <p>日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験一級の認定を受けていること、<u>又は同等と認められる者</u></p> <p>4 必要書類</p> <p>申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限</p>

る。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）

(14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意

1 (略)

2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。

4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）

7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

#### 保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第十九条第三号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満

る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。）

(14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し又は同等と認められる証明

\*作成上の注意

1 (略)

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

#### 保健師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法（昭和二三年法律第二〇三号）第十九条第三号に基づく保健師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満

たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が二三単位以上（七四五時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一一七単位以上（三六四五時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) ~ (7) (略)

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) ~ (9) (略)

(10) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）

(12) ~ (14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意 (略)

1 (略)

2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。

4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

たした者に対し保健師国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

外国保健師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が二一単位以上（六七五時間以上）、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一一一単位以上（三、四八〇時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) ~ (7) (略)

4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1) ~ (9) (略)

(10) 卒業した保健看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国保健師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）

(12) ~ (14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意 (略)

1 (略)

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

- 5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- 7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

#### 助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二〇条第三号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

#### 3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が二三単位以上(七六五時間以上)、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一一九単位以上(三七九〇時間以上)で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3)～(7) (略)

#### 4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(10) (略)

(11) 卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限

- 3 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 4 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- 5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

#### 助産師国家試験受験資格認定

保健師助産師看護師法(昭和二三年法律第二〇三号)第二〇条第三号に基づく助産師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1～2 (略)

#### 3 認定基準

下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し助産師国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

外国助産師学校養成所の修業年限が六か月以上の場合は、履修時間の合計が二二単位以上(七二〇時間以上)、統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が一一四単位以上(三、四九五時間以上)で保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3)～(7) (略)

#### 4 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

(1)～(10) (略)

(11) 卒業した外国助産師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限

る。教育内容は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野（講義と臨地実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）

(14) (略)

(15) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意 (略)

1 (略)

2 (1)、(2)、(5)、(6)、対照表、(12)は所定の様式によること。

3 (12)は卒業当時の状況を記載すること。

4 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

5 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

6 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）

7 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

る。教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目（講義と実習を区別する）の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合は Semester 制として換算し直すこと。）

(14) (略)

(15) 日本の中学及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験一級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意 (略)

1 (略)

2 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。

3 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

4 (7)～(10)及び(15)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）

5 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。

## 臨床検査技師国家試験受験資格認定

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 3 号に基づく臨床検査技師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

### 1. 審査対象者

外国の臨床検査技師学校養成所を卒業し、又は外国において臨床検査技師に相当する免許を受けた者

### 2. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の臨床検査技師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

### 3. 認定基準

下記の（1）から（6）までの認定基準を満たした者に対し臨床検査技師国家試験受験資格認定を行う。

#### （1）外国臨床検査技師学校養成所の修業年数

ア) 外国臨床検査技師学校養成所の入学資格

高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）

イ) 外国臨床検査技師学校養成所の修業年限

3 年以上（但し、臨床検査技師学校入学の際に考慮された前学校の就業年数も含むことができる。）

#### （2）教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2,400 時間以上で、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと

#### （3）専門科目の成績

良好であること

#### （4）教育環境

日本の臨床検査技師学校養成所と同等以上と認められること

#### （5）外国臨床検査技師学校養成所卒業後、当該国の臨床検査技師免許取得の有無取得していなくともよい

#### （6）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 1 級の認定を受けていること

### 4. 必要書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を提出する。

（1）臨床検査技師国家試験受験資格認定願

（2）臨床検査技師国家試験受験資格認定申請理由書

（3）履歴書（学歴については、日本の小学校に相当する学校から臨床検査技師学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。）

- (4) 外国人登録原票記載事項証明書（日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本又は戸籍謄本）
- (5) 医師の診断書（日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 写真（3枚；申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。）
- (7) 外国で取得した臨床検査技師免許証の写し
- (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
- (9) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
- (10) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書
- (11) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
- (12) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の施設現況書（卒業当時のものとし、所定の様式によること。）
- (13) 外国で臨床検査技師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
- (14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
- (15) 卒業した外国臨床検査技師学校のパンフレット
- (16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験1級認定書と成績書の写し

\*作成上の注意

1. 提出書類の部数は1部である。
2. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5. 認定申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。